

(8) 土木学会受注研究取扱規程

昭和45年7月24日	制 定
昭和46年8月27日	一部改正
昭和51年2月27日	〃
平成6年3月18日	〃
平成7年5月16日	〃
平成18年7月21日	〃
平成23年7月15日	〃
平成24年1月20日	〃

(目的)

第1条 土木学会が外部からの受注によって、調査、研究、試験等の業務（以下「受注研究」という。）を実施する場合の基本的事項を定め、業務の適切かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(受注研究の要件)

第2条 受注研究は、土木工学および土木技術の進展に寄与し、かつ、高度の学識・技術経験を要すると認められるものでなければならない。

(受注の諾否)

第3条 受注研究の受注の諾否は、理事会で決める。ただし、軽微なものについては、会長が決めることができる。

(契約)

第4条 受注研究を受注したときは、契約書を作成し、発注者、受注者おのおのその1通を保有するものとする。

2 学会は、受注研究において、管理費または管理費相当額については、原則として直接費（消費税を含まず。）の33%とする。

3 契約書には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 受注研究の名称
- (2) 受注研究の目的および細目
- (3) 受注研究の実施期間
- (4) 受注研究に要する予定経費
- (5) 前号の経費の支払条件および清算に関する事項
- (6) 契約の変更に関する事項
- (7) 報告書に関する事項
- (8) その他必要と認める事項

(委員会)

第5条 本会は、受注研究を処理するため、必要に応じて、特別委員会を設ける。

(見積書等の提出)

第6条 受注研究の契約に先立ち、見積書等の受注金額に係る書類を提出する必要がある場合は、事前に、会長の承認を得ることとする。ただし、受注金額が500万円以下と見積もられる場合は、専務理事の承認とすることができるものとする。

2 見積りの積算は、次の方法により行う。

- (1) 発注者の指示による方法。
- (2) 直接費＋管理費（直接費の33%）。

直接費とは受注研究のために直接必要とする経費をいう。管理費とは、人件費、借地料、減価償却費、光熱水道費、通信費、事務用品費等で事務局の一般経費と区分が困難な経費をいい、原則として直接費の33%とし、発注者と協議のうえ決定する。

(3) 別途定める土木学会内規「土木学会 受注研究積算基準」による方法

(成果)

第7条 受注研究が完了したとき、または中間において必要が生じたときは、成果を発注者に提出するものとする。

2 成果は、原則として一般に公表する。ただし、公表にあたっては、予め発注者と協議するものとする。

(前納金)

第8条 受注金額の納付は、原則として一括または分割、前納とする。

2 契約方式により、後納とすることができる。

(清算)

第9条 受注研究が完了し、第7条による成果を提出したときは、すみやかに受注金額の清算を行うものとする。

(帳簿)

第10条 本会は、受注研究ごとに帳簿を備え付け、受注、契約等の年月日および受注金額出納の年月日、金額、その他必要事項を記録するものとする。

(規程の変更)

第11条 この規程の変更は、理事会において行う。

附則 (昭和45年7月24日 理事会制定)	この規程は、昭和45年8月1日から施行する。
附則 (昭和46年8月27日 理事会議決)	この変更規程は、昭和46年8月27日から施行する。
附則 (昭和51年2月27日 理事会議決)	この変更規程は、昭和51年2月27日から施行する。
附則 (平成6年3月18日 理事会議決)	この変更規程は、平成6年3月18日から施行する。
附則 (平成7年5月16日 理事会議決)	この変更規程は、平成7年5月16日から施行する。
附則 (平成18年7月21日 理事会議決)	この変更規程は、平成18年7月21日から施行する。
附則 (平成23年7月15日 理事会議決)	この変更規程は、平成23年7月15日から施行する。
附則 (平成24年1月20日 理事会議決)	この変更規程は、平成24年1月20日から施行する。